



1 はじめに

本号より、「多摩支部だより」をスタートします。1年に4回の予定で、弁護士会多摩支部の活動や多摩地域の魅力などについて発信していきますので、よろしくお願いいたします。

2 多摩支部とは

第1回目の今回は、まず多摩支部のご紹介から。

東京三弁護士会多摩支部が発足したのは、1998年です。支部発足以前、多摩地区では、弁護士有志による三多摩弁護士クラブがあり、地域におけるリーガルサービスの受皿として活動していました。しかし、任意団体ですので、法律相談ひとつ実施するにも困難が伴います。約400万人もの人口を抱え、事件数で全国十本の指に入るような裁判所（東京地家裁支部）があるこの地域に、弁護士会の正規の組織がないのは問題ではないか。そんな思いから、三多摩弁護士クラブで活動していた弁護士たちが足掛け10年に及ぶ活動を続け、支部の発足にこぎ着けました。

こうしてできた支部は、東京の三会それぞれに設置されており、したがって、支部長も3名います。実際の活動は、二弁多摩支部・東弁多摩支部・一弁多摩支部が合同して行っています。私たちがよく使うのは「多摩はひとつ」という合い言葉で、普段の活動では、所

属弁護士会のことを意識することはほとんどありません。

いずれの弁護士会も、支部会員の資格は多摩地域に事務所を有する弁護士に限定されており、2019年3月時点での支部会員数は563名となっています。

3 多摩支部の活動

設立以後、多摩支部の活動は飛躍的に拡大してきました。

刑事弁護委員会や子どもの権利に関する委員会、高齢者・障害者の委員会など、各種委員会も増え、現在は16に及びます。そのほかにも、労働法制や貧困、憲法問題、多文化共生に関するプロジェクトチームなども設けられ、年々活動の範囲は広がっています。ここで、特に注目されている支部の委員会活動をひとつ挙げるとすれば、法教育に関する委員会の「いじめ予防授業」でしょう。若手の弁護士たちが、毎年70～80ほどの学校で実施していますが、多摩地区の4つの市では教育委員会と連携し、市内の全ての学校で継続的に実施されるなど、全国的に見ても珍しい取り組みとなっています。

自治体との連携も進んでおり、法律相談担当弁護士を派遣している自治体は現時点で18に上るほか、自治体からの依頼に基づき、各種審議会などに委員推薦を行っています。

4 支部設立20周年をむかえて

昨年2018年度は、多摩支部設立20周年を迎えた記念の年でした。記念祝賀会には、多摩地域10市の市長にご挨拶いただいたほか、国会議員や地方議会議員、各種団体関係者など約230名もの来賓の方々が出席。弁護士会会員の出席人数が約150名であったため、来賓数がこれを大幅に上回ってしまうという参加人数の読み誤りに青くなりましたが、ここまで盛大な会になったのは、地域からの多摩支部に対する期待の表れだったと思います。

そして、20周年として企画された様々な特別事業、例えば2018年2月の高齢者・障がい者権利擁護の集いや、多摩地域6カ所で開かれた「遺言カフェ」、そして10月の「いじめと向き合う」シンポジウムなど、若手会員たちの奮闘により、いずれも成功のうちに終わることができました。

5 おわりに

今回が1回目なので、このように多摩支部の

良い面をたくさん書いてきましたが、もちろん、まだまだ課題もたくさんあります。

約560名いる支部会員数に比して、多摩支部の活動に参加している人数は決して多いとは言えません。東京全体の約3分の1の人口を抱える多摩地域のリーガルサービスの受皿として、年々増える要請に応えるためには、さらに多くの会員の会務への参加が必須です。

また、現在多摩支部は、多摩地域に事務所を有する弁護士全員が加入する仕組みではありません。マンパワーの充実という視点のみならず、多摩地域における法的サービスの提供主体として責任ある活動を行うためにも、多摩地域に事務所を有する全弁護士が支部に加入する体制にすることは、とても重要です。そんな視点から、多摩支部では、これを「全員加入問題」と位置づけ、制度変更のための取り組みを活動の柱の一つとしています。

まずは、一人でも多くの方々を支部に迎え入れることが大切ですね。多摩地域に事務所を持ちながら、いまだ多摩支部に入っていないという会員の方がいらっしゃいましたら、ぜひ多摩支部へ。歓迎いたします！

■



支部レセプション集合写真